

第84号

2013年  
(平成25年1月)

# ほうじんちば ひがし



千葉市ゆかりの家・いなげ（旧愛新覚羅溥傑邸）

## 目 次

新年のご挨拶	2
平成25年度税制改正提言活動	3
税務 Information	4,5
e-Tax推進税理士	6,7
e-Tax通信	8
税を考える週間の活動・納税表彰	9
全国青年の集い・源泉部会	10
税の啓発バット・支部連合研修旅行	11
研修・説明会等のご案内・千葉地域 Information	12



公益社団法人 千葉東法人会



この社会  
あなたの税が  
いきている

ホームページの「会員紹介コーナー」登録(無料)受付中！  
<http://www.chibahojin.jp/> E-mail [hojin-01@agate.plala.or.jp](mailto:hojin-01@agate.plala.or.jp)



## 新年のご挨拶

公益社団法人 千葉東法人会  
代表理事・会長 大岩 哲夫

平成25年の年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年は60年有余に及ぶ歴史を有す千葉東法人会にとって、大きな節目の年でありました。即ち我が進める公益法人制度改革の中で、私どもは新制度における公益社団法人化に取り組んで参りましたが、昨年3月19日に千葉県知事から公益移行認定を受け、4月1日を以て公益社団法人千葉東法人会として新たな一步を踏み出しました。これも偏に千葉東税務署、千葉県をはじめとする関係機関のご指導と本部・支部役員を中心とした会員の皆様のご理解ご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

さて、わが国は長引く円高やデフレをはじめ財政赤字の拡大、人口減少・少子高齢化の進展といった構造的な問題からの脱却や、震災からの本格復興といった幾多の難題に直面しておりますが、中小企業はこれら企業経営を巡る極めて厳しい環境にさらされながら、その存続のために日々奮闘しております。

日本経済の再生と持続的成長の実現には、地域経済の担い手でありわが国経済を支える中小企業が、活力を取り戻すことが不可欠でありますし、そのことが元気を失った地方を甦らせる源泉にもなるものと存じます。国民の信を得た新たな政権が政治の力強いリーダーシップのもと、諸課題の解決に果斷に取り組むことで充満している閉塞感を打破し、中小企業の成長のための具体的戦略が強力に推し進められるよう強く望むものであります。

迎えた新年においても「健全な経営者を目指す会員が、申告納税制度の普及と確立に寄与し社会の発展に貢献する」という結成以来の理念に立て、更にこの度の公益社団法人への移行を機に、会員相互の連携強化を図りながら地域社会への一段の貢献に努めるべく気持ちを新たにしているところでございます。

結びにあたり税務当局、県当局をはじめ関係各位には引き続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、新たな年が皆様にとって明るい展望が開ける年となりますよう心からお祈りし、新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

千葉東税務署  
署長 鈴木 博

平成25年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

大岩会長をはじめ千葉東法人会の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年4月から「公益社団法人」として新たなスタートを切り、より高いステージで公益性を兼ね備えた様々な取り組みをされていることに對し、深く敬意を表しますとともに、引き続き協調関係を維持・発展していく上で、大変心強く受け止めております。

ところで国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、この使命を果たすためには、納税者の皆様から理解と信頼を得ることが何より重要であると考えております。

その一方で、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、経済のグローバル化・ICT化の進展などによって急速な変化が進んでおり、税務行政に係る事務は、より複雑・困難化しております。私どもに与えられた使命を確実に果たしていくためには、限られた職員数のもとで、これまで以上に人的・物的資源を効率的に活用していく必要があります。

このため国税庁では、申告・納税手続きを「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、申告・納税環境の整備に努めているところであり、その一環として納税者の利便向上と税務行政の効率化を目指すe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及拡大に組織をあげて取り組んでおります。

本年も更なる普及拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、会員の皆様には一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

税務署では間もなく確定申告の時期を迎えますが、国税庁ホームページには給与所得者の還付申告書の作成等をサポートする「確定申告書等作成コーナー」がございますので、是非ご活用ください。

結びに当たり、千葉東法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 税制改正提言に関する活動

「第29回法人会全国大会」が昨年10月11日(木)、釧路市民文化会館において全国各地の法人会から1,900名が参加して開催されました。

大会では池田全法連会長が「地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制の確立を強く求めて行きたい。」と挨拶され、金田税制・税務委員長から「平成25年度税制改正に関する提言」の報告が行われました。

税制改正提言については、例年の通り全法連が政府、各政党、関係省庁に、また各県連・単位会が地元選出国會議員や地方自治体に要望活動を行っていますが、千葉東法人会では11月12日(月)、大岩会長が国会議員会館を訪れ関係国議員に提言書を提出、また12月3日(月)には大岩会長はじめ税制委員会の萩原委員長、加賀副委員長、安川・鈴木・奥山の3委員が熊谷千葉市長と面談し、税制の在り方や地域の発展を巡って率直に意見交換を実施しました。



## 平成25年度税制改正に関するスローガン

- |          |  |
|----------|--|
| (総論)     | ○待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！<br>○活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！ |
| (震災復興)   | ○予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を！                             |
| (所得税)    | ○所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！                           |
| (法人税)    | ○わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを！                        |
| (事業承継税制) | ○地域の活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継税制を！                     |
| (消費税)    | ○増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！                                |
| (地方税関係)  | ○地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！                                 |
| (その他)    | ○年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！                     |

# 税務 Information

## 給与所得者の確定申告

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

平成24年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)**までです。還付申告については、平成25年2月15日以前でも相談及び申告書の受付を行っています。

### 確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

#### 〔課税される所得金額の計算〕



各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む。)から、所得控除を差し引きます。

#### 〔所得税額の計算〕

「課税される所得金額」に税率を乗じます。

#### 〔差引所得税額〕

「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けいて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けいて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える  
※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

確定申告による所得税の納期限は平成25年3月15日(金)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですので、是非ご利用ください。

(注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納付が法定納期限(平成25年3月15日(金))に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

### 確定申告をすれば所得税が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合

など

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く。)も申告が必要です。

※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 還付金の受取りは預貯金口座への振込みを是非ご利用ください。

### 所得税の確定申告とは…

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※ 日本国内に住所を持っているか、又は現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税を納める義務があります。

# 復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

## 1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率} (\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%) (所得税率 (%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$888,888 \text{円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{円} \quad (1 \text{円未満切捨て}) \Rightarrow 90,755 \text{円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

## 2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています。  
(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。)

## 3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっており、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

# 「e-Tax推進にご協力頂いている税理士」のご紹介

e-Taxの普及推進活動の一環として千葉県税理士会千葉東支部所属の税理士及び税理士法人で現在e-Taxによる申告を行っている、あるいは今後e-Taxによる申告を検討中の皆様を「e-Tax推進にご協力頂いている税理士」として会員はもとより広く地域の皆様にご紹介させて頂きたく、広報誌掲載のご承諾をお願いしましたところ多数のご賛同を頂きました。

e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。皆様には積極的な利用をお願いします。

e-Tax推進特別委員会委員長 市川 直樹

千葉県税理士会千葉東支部 e-Tax推進にご協力頂いている税理士（敬称略・五十音順）

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
足達裕昭	千葉市中央区新宿	243-8001	鈴木茂	千葉市若葉区都賀	233-0366
井桁和夫	千葉市中央区本町	224-6866	添田正美	千葉市中央区中央	224-1405
石井文雄	千葉市中央区市場町	202-0505	園田充一	千葉市中央区本千葉町	224-2345
石井幸夫	千葉市中央区祐光	225-5515	高貫勝美	千葉市美浜区高洲	277-7544
今井眞吾	千葉市若葉区桜木北	235-2045	高橋功	千葉市中央区本町	224-1711
鵜沢勝大	千葉市中央区椿森	255-1283	高橋茂	千葉市中央区道場北	225-8121
大嶋良弘	千葉市中央区新宿	241-6121	高橋宏子	千葉市中央区新宿	376-1653
大森薰	千葉市中央区新宿	248-0501	鷹谷智子	千葉市若葉区都賀	214-1001
岡見和義	千葉市稻毛区園生町	253-7447	田野政一	千葉市中央区松波	287-7881
小澤晃	千葉市中央区千葉寺町	266-4388	中井武夫	千葉市中央区都町	235-2508
織本林太郎	千葉市稻毛区緑町	242-2288	仲村正巳	千葉市中央区中央	227-4877
片岡知彦	千葉市中央区松波	287-6201	中村義和	千葉市中央区新宿	243-3711
加藤昭枝	千葉市中央区本町	222-3787	西塚正美	千葉市中央区長洲	308-9016
加藤一博	千葉市中央区松波	284-0076	西村禮子	千葉市中央区港町	223-1071
加藤武人	千葉市中央区新宿	247-7900	平野和正	千葉市中央区長洲	224-2077
加藤達郎	千葉市中央区新町	204-2865	平山勝己	千葉市中央区椿森	256-2555
刈込三男	千葉市稻毛区轟町	251-4111	藤川隆志	千葉市若葉区原町	255-6192
刈込洋右	千葉市稻毛区轟町	251-4111	穂苅正治郎	千葉市中央区東本町	222-3005
川名洋司	千葉市中央区本町	225-7511	穂苅麻耶	千葉市中央区東本町	222-3005
神田好	千葉市稻毛区小仲台	304-6880	松下光弘	千葉市中央区新町	241-6715
北村千秋	千葉市中央区富士見	222-6831	三浦守	千葉市若葉区都賀	312-5871
黒田一徳	千葉市若葉区都賀	214-0062	三浦康宏	千葉市稻毛区稻毛東	238-4558
小池章	千葉市美浜区高洲	303-0236	水上博夫	千葉市中央区椿森	310-3151
向後保雄	千葉市中央区要町	221-1288	廻辰一郎	千葉市若葉区都賀	232-5333
近藤栄一	千葉市中央区新千葉	441-5436	柳澤達志	千葉市中央区新宿	246-1761
齋木央光	千葉市稻毛区園生町	252-0013	山口健次	千葉市中央区松波	284-9770
齋藤廣一	千葉市中央区院内	301-3931	山本祐一	千葉市中央区新宿	247-3611
佐藤忠雄	千葉市中央区椿森	310-3071	横田和正	千葉市花見川区西小中台	276-2631
信太勝美	千葉市中央区新千葉	246-2460	吉川勝寿	千葉市若葉区西都賀	253-4411
信太滋	千葉市中央区新千葉	246-2460	吉原富雄	千葉市若葉区高品町	233-1688
島田孝司	千葉市中央区港町	222-5358	渡邊重雄	千葉市中央区青葉町	208-7055
白石英夫	千葉市中央区春日	238-0365	渡邊道子	千葉市中央区要町	306-2088

税理士法人	事務所所在地	電話番号
税理士法人影山会計事務所	千葉市稻毛区緑町	241-4723
税理士法人木頭会計事務所	千葉市若葉区西都賀	256-5505
税理士法人木下会計事務所	千葉市中央区中央	225-1700
税理士法人京葉会計事務所	千葉市中央区弁天	253-6131
税理士法人スリー工ス	千葉市中央区中央	308-0351
税理士法人税務総合事務所	千葉市中央区新明町	246-5629
税理士法人Tax×ジャパン	千葉市中央区新宿	243-0330
税理士法人千葉中央会計事務所	千葉市中央区中央	225-1211
税理士法人TNA	千葉市中央区港町	223-1071
税理士法人南部合同事務所	千葉市稻毛区小仲台	256-8831
税理士法人日本会計グループ千葉支社	千葉市中央区栄町	202-2002
税理士法人MIGO猪原事務所	千葉市中央区新町	247-1234
トーク税理士法人	千葉市若葉区都賀	234-5553
トーク税理士法人中央支店	千葉市中央区新宿	245-6860

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で効率UP!

**納税にはダイレクト納付が便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税の確定申告期間中は e-Tax が **24時間利用**※ できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

**[ e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが！ ]**

- 平成24年分は最高3,000円の税額控除※1
- 添付書類の提出省略※2
- 還付がスピーディ

※1 平成19年から平成24年分の間でいずれか1回  
※2 5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ イータックス 検索

# みんなに とっても イータックス **e-Tax 通信**②1

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用されている会員の会社に訪問してみました！！  
第21回は女性部会副部会長の平山道子さんが役員を務めるKudoカンパニー株さんです。

Q e-Tax の利用を開始した経緯を教えてください。

A 以前から税務署の方に何度も勧められていて、お話を聞いていると便利そうだったので始めてみようと思いました。

Q e-Tax をどのように利用していますか。

A 源泉所得税は電子証明書がなく、パソコンの設定についても税務署の方が手伝ってくれるということだったので利用を始めました。

ダイレクト納付の手続きもしましたので、納税も簡単にできます。

Q e-Tax について一言お願いします。

A e-Tax は、1回やり始めれば、その後はそれほど手間が掛かりません。

特に、源泉所得税はダイレクト納付を利用すると銀行に行かなくても納付手続までパソコンで簡単にできるので非常に便利です。



パソコンを操作する経理担当の朱さんと  
平山さん（左）

さあ！ネットで申告



e-Tax を利用するには、事前準備として電子証明書の取得が必要（源泉所得税は不要）です。

税理士による代理送信の場合には、税理士が顧問先の法人に代わって e-Tax を利用して税の申告等を行いますので、納税者の電子証明書の取得等の手続きを省略することができます。

**e-Tax** でデータ送信！

又は 書面で提出！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

www.nta.go.jp

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

# 税を考える週間 (平成24年11月11日～17日) の街頭広報活動



平成24年11月12日の午後、JR千葉駅東口広場で税に関する啓発を目的に街頭キャンペーンを実施しました。当日は女性部会員と事業委員を中心に総勢32名で、千葉東税務署長をはじめ幹部の皆様とともに多くの市民に適正納税を呼び掛け、法人会ならではの税について楽しく学べる冊子「クイズだぜイ！」等を配布しました。



## 平成24年度納税表彰

平成24年11月15日（木）ホテルポートプラザちばにおいて、千葉東税務署平成24年度納税表彰式が行われ、申告納税制度の普及発展や租税教育推進等に貢献した6人に署長表彰状が、また12人2団体に署長感謝状が贈られました。表彰式終了後には受彰の栄に浴された方々の多年にわたるご苦労をねぎらい、当会はじめ税務関連六団体主催の祝賀会が開催されました。

千葉東法人会関係で受彰された方々は次のとおりです



### ◆千葉東税務署長表彰（敬称略）

- ☆大岩 哲夫（会長） ちばぎん証券株式会社  
☆伊谷 啓（副会長） 千葉信用金庫

### ◆千葉東税務署長感謝状（敬称略）

- ☆佐久間秀一（作草部支部長） 株式会社佐久間工務店  
☆鈴木 博司（監事） 株式会社エス・ケー・シー  
☆永田 忠以（長洲末広支部長） 宗教法人みたま教  
☆花澤 久枝（登戸新千葉支部長） 有限会社花澤住販



## 全国の法人会青年部会員が大集合



行き大変活気のある大会でした。

日々の喧騒から離れることができたのもありますが、多くの経営者の方々との交流は今後自分には大きな財産となりました。宮崎の街で名産の地鶏もちゃっかり堪能させていただきました。

大会の翌日には鹿児島まで足をのばし知覧特攻平和会館を見学してきました。現在の平和な社会があるのは多くの戦争被害者の方々がいたことを今一度痛感させられ、小さなことへの感謝の心を再認識すると共に、これから世代の子供達へも感謝の心と戦争の悲劇を伝えていくことが私たちができる社会貢献ではないかと思いました。次回の全国青年の集いは平成25年11月8日(金)に平清盛ゆかりの地、広島で開催されます。楽しみにしたいと思います。

株式会社 保険工房 三中 清誉

日向の国、宮崎。今年で26回目となる全国青年の集いが11月2日(金)、九州宮崎にて開催され参加させていただきました。千葉東法人会青年部会からは齋藤部会長を筆頭に総勢16名の参加となりました。大会会場のシーガイアコンベンションセンターには全国で日夜頑張っている若き経営者の方々が一堂に集まり、お互いの日々の健闘を称えると共により良い社会の構築の為の情報交換等を行いました。



前列中央 筆者

## 源泉部会 特別研修会

10月17日(水)、源泉部会特別研修会が開催されました。あいにくの曇空の一日でしたが、参加人員8名アットホームな雰囲気の中、ファンケル美健千葉工場(流山市)へと出発。医薬製造レベルの設備と製造体制を見学後、商品使用法のレクチャーを受け豪華なお土産を頂き工場を後にしました。

昼食は埼玉県吉川市へ。名物のナマズ料理が配膳されると、会話も弾み楽しい時間となりました。

午後は和光市にある税務大学校内の租税史料室へ。租税史のビデオを視聴したのち、2名の職員に館内を限なく案内して頂きました。収蔵品は、一般の方からの寄贈も多数あり、歴史的価値の高いものを寄贈した方

へは感謝状が贈呈されるとの事でした。帰りは渋滞もなく、雨脚が強くなる前に解散となりました。

来年も充実した研修となるよう、視察先の選定を含め企画中ですので、部会員皆様の参加をお待ちしています。



税務大学校

# ふるさと祭りで税の啓発イベント

10月21日(日)、千葉市中央公園（千葉市中央区中央）で開催された「第20回中央区ふるさとまつり」に当会のイベントブースを出店しました。

中央区ふるさとまつりは「深めよう！区民の絆」を合言葉に、地域の連携を強化する催しとして、秋の恒例行事となっています。当日は秋晴れの下、チビッ子から年配の方まで、多くの市民でまつり会場はにぎわっていましたが、法人会のブースも「税金クイズ」や「一億円と写真を撮るコーナー」などの楽しい企画に終始人波が絶えませんでした。

税金クイズは5問の出題で、参加者からは「こんなこと知らなかった！」「おもしろくてためになる」といった声がでていました。採点してお返しすると、全問正解の採点用紙を受け取った参加者は笑顔で一杯でした。



## 支部連合日帰りバス研修会

恒例となっている、支部連合日帰りバス研修会が10月から11月にかけて多数の会員様にご参加いただき、各地で行われ、それぞれ車中では「税の歴史クイズ」や税務DVD研修が行われました。



第一支部連合（平成24年11月13日）

サントリー武蔵野ビール工場（東京）



第二支部連合（平成24年11月14日）

鶴岡八幡宮（神奈川）



第三支部連合（平成24年11月8日）

鹿島神宮（茨城）



第四支部連合（平成24年10月14日）

スパリゾートハワイアンズ



山六観光物産店（いわき市塩屋崎）



第五支部連合（平成24年11月2日）

六角堂（茨城）



# 会員増強運動のお礼

組織委員長 式田 秀穂

平成24年度会員増強統一月間運動の実施に際しましては、ご多忙且つ厳しい環境の中、支部役員をはじめとする皆様には大変ご苦労をおかけし、多大なご尽力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。また力強いご支援を頂きました関係金融機関、福利厚生制度受託保険3社、当会の趣旨にご理解ご賛同下さりご協力賜りました千葉県税理士会千葉東支部の皆様にも深く感謝申し上げます。

本運動では県法連の目標120件を達成すべく9月～12月の間一丸となって取り組み、お陰様で134社(人)の新たな仲間を迎えることができました。

本部といたしましても組織基盤強化のため、委員会・部会・支部連合等が連携した事業に取り組んで参る所存ですが、今後とも会員維持・増強に向けてご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、3月1日(金)には新会員の皆様を歓迎し、新会員と入会を勧奨していただいた役員等が一堂に会する「新会員交流会」の開催を予定しております。奮ってご参加のほどお願いします。

## 研修・説明会等のご案内 (平成25年2月～5月)

	2月	3月	4月	5月	備 考
新設法人説明会	13日(水)	－	17日(水)	－	「会社の誕生と税金について」 13：30～16：00 千葉県経営者会館 4階会議室(2/13) 千葉東税務署 5階会議室(4/17)
決算法人説明会	－	19日(火)	10日(水)	8日(水)	「決算や申告にあたっての留意事項について」 13：30～16：00 千葉県経営者会館 6階大ホール(3/19) 千葉東税務署 5階会議室(4/10、5/8)
税の無料相談日	1日(金) 8日(金) 15日(金) 22日(金)	1日(金) 8日(金) 15日(金) 22日(金)	5日(金) 12日(金) 19日(金) 26日(金)	10日(金) 17日(金) 24日(金)	10：00～16：00 千葉県経営者会館 相談室 あらゆる税の相談に応じております。

※会場等は変更になる場合がございます。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局(241-4170)までお問い合わせください。

## 千葉地域 Information



### 「Kimono Beauty—シックでモダンな装いの美 江戸から昭和—」

江戸時代中期から昭和初期の、きものや帯、髪飾りなどの装身具や、当時の風俗を描いた絵画作品を紹介し、世界に誇るきもの文化の魅力を探ります。ボストン美術館所蔵の貴重なきものも特別に展示されます。

会 期：1月4日(金)～2月11日(月・祝)

開館時間：月～木・日曜日 午前10時～午後6時 (金・土曜日は午後8時まで)  
※入場受付は閉館の30分前まで

休 館 日：第1月曜日、展示替日(1月21日)

観 覧 料：一般1000円(800円) 大学生700円(560円)

※ 小・中学生、高校生、障害者手帳をお持ちの方とその介護者1名は無料

※( )内は前売、団体20名以上、および市内にお住まいの60歳以上の方の料金

**☆きもの割引 きものを着てご来館の方は観覧料2割引+粗品贈呈**

予 告

「第44回 千葉市民美術展覧会」

市民芸術祭の一環として、千葉市美術協会会員および公募入選作品約1000点を、日本画・洋画・彫刻・工芸・書道・写真・グラフィックデザインの7部門に分けて展示。

会期：3月2日(土)～3月22日(金)休館日：3月4日(月)



## ちばぎんビジネスローン 中小企業の資金ニーズに すばやくお応えします。

CHIBA BANK  
Business  
Loan

お気軽にご相談  
いただける  
融資プランです

スピード回答

担保不要

最高3,000万円までご融資可能

手続き簡単

第三者保証人不要



●ご利用いただけの方：直近の決算が12ヶ月決算の事業法人。融資期間1年超の場合、債務超過でない事業法人させています。なお、医療法人・学校法人・組合等はご利用いただけません。●お使いみち事業上必要な運転資金及び軽微な設備資金等を対象外とさせていただきます。●ご融資金額：100万円以上3,000万円以内（10万円単位）。※ただし、不動産（商品不動産を含みます）購入資金、既存の借入金償還（借換）資金、投融資資金等の非事業性資金等は対象外とさせていただきます。●ご融資期間：2年以内（1ヶ月あたりの取扱料）の倍以内とさせていただきます。●融資期間5年以内（毎日におけるご継続の取扱はできません）※審査結果に応じて所定の融資期間をさせていただくことがあります。●ご融資利率：年3.25%～（変動金利）※平成24年10月1日現在の適用金利です。●ご返済方法：期日一括返済（元金は全額前払いとなります）元金均等返済（利息は約定返済日毎に前払いとなります）※融資期間から6ヶ月を超える場合は元金均等返済とさせていただきます。●担保：不要です。※すでに担保をご提供いただいた場合は、本ローンの担保とさせていただくことがあります。●保証人：原則当社代表者のみ（第三者保証人は不要です）※定期的に共同代表の定めのある場合は共同代表者全員を保証人とさせていただきます。また、50%以上の株式（出資金）を単独で保有（出資）している方がいる場合には、その方についても保証人とさせていただきます。●審査結果の通知：受け取った後すぐにお問い合わせください。また、お預りした申込書類については、ご返却できませんので予めご了承ください。

くわしくは、ちばぎんホームページをご覧いただき、お近くのちばぎん、またはちばぎんビジネスセンターまで、お気軽にお問い合わせください。

ちばぎんホームページ <http://www.chibabank.co.jp/> 24時間ご利用可能  
ちばぎんビジネスセンター ☎ 0120-11-523 電話料無料

電話による受付時間 9:00～17:00（月～金 ただし銀行の休業日を除く）



## α BANK ビジネスローン

京葉銀行

私たちアルファバンクが、千葉県内で活躍されている  
中小企業経営者のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えいたします。

**無担保 最高 1億円**

α BANK ビジネスローンの主な特長

- 最高1億円まで
- 簡単なお申し込み・スピード回答
- 無担保・第三者保証人不要
- 担保がある場合は金利優遇あり

くわしくは京葉銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。商品内容については、ホームページでもご案内しています。

京葉銀行 検索

個人  
事業者  
専用

千葉信用金庫

ビジネスローン  
**快速！300**

手続き簡単！

スピード回答

無担保最高300万円

くわしくは当金庫の本支店にお気軽にお問い合わせください。

事業者向けローン ご融資金額最高5,000万円

(そくせんりょく)  
**即・チ・カスペシャル**

●本商品については商品タイプ毎に、ご融資金額・ご融資利率・ご融資期間等が異なりますので、詳しくは当金庫の本支店にお問合せください。●審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



千葉信用金庫

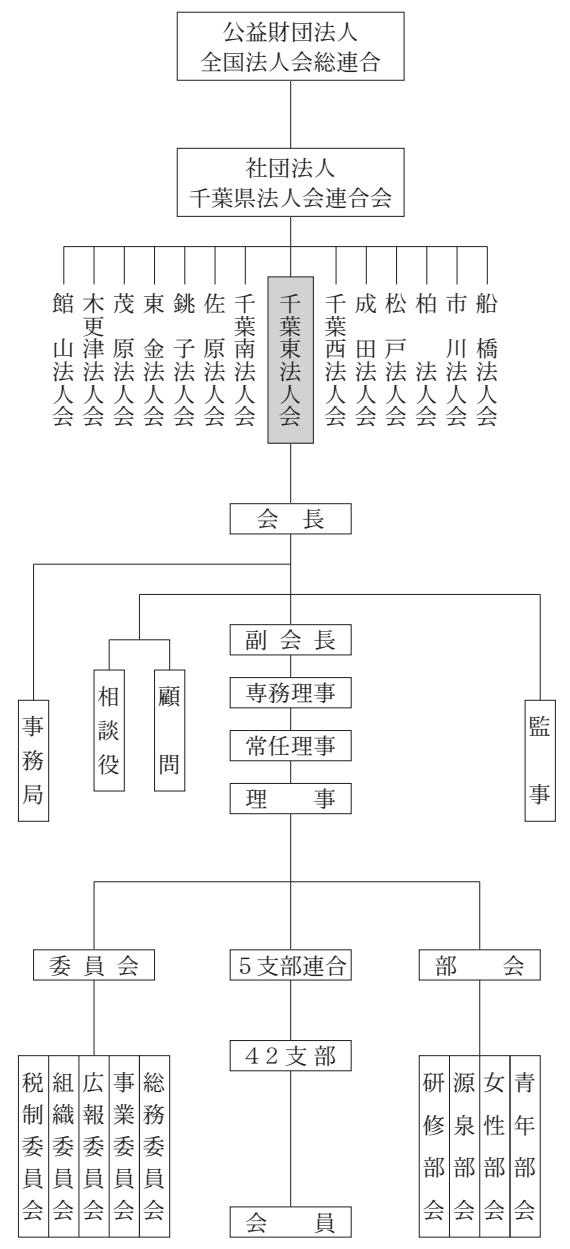
<http://www.shinkin.co.jp/chibashkb/>

# 法人会の輪を広げよう!!

## \*法人会は

よき経営者をめざすものの団体として  
会員の積極的な自己啓発を支援し  
納税意識の向上と企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

## \*組織図



表紙写真

千葉市ゆかりの家

・いなげ

明治中期以降、避暑地として多くの文人墨客が訪れた稻毛は、海岸線の松林を中心に、別荘・別邸が建てられた。この家は、中国清朝のラストエンペラー愛新覚羅溥儀の実弟である溥傑夫妻が、成婚間もない昭和12年に半年ほど居を構えた、風情ある建物です。

所在地 千葉市稻毛区稻毛1-16-12

公開時間 午前9時から午後4時30分

入館料 無料

休館日 毎週月曜日・祝日・年末年始

(月曜祝日は、その日と火曜日)

## ●編集後記●

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、素晴らしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年はとても悲しい事件、事故が続き景気と同じ様に気持ちは下がる一方でした。まるで私達の心の余裕の無さが現れている様でとても怖いと思います。

しかしオリンピックでは多くの選手達の努力が実り、たくさんのメダルを取る事ができました。また、iPS細胞の中山教授がノーベル賞を受賞したりと希望に繋がる出来事もありました。

次々と情勢が変わる日本で、希望を持ち、目標に向かって進んでいける年になります様、心から願っております。法人会活動が皆様の発展に少しでも貢献できます様に、私達広報委員会もしっかりと努めていきたいと思っております。どうぞご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

※法人会活動にまつわるお話等、皆様からのご寄

稿をお待ちしております。

広報委員 宇留間 稔 (有)宇留間鐵工所 記

公益社団法人 千葉東法人会広報誌第84号

○発行所 公益社団法人 千葉東法人会

千葉市中央区千葉港4番3号

千葉県経営者会館3F

☎ 043-241-4170

(平成25年1月発行)

○発行人 大岩哲夫

○編集集 広報委員会

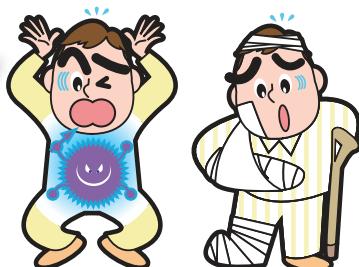
○編集責任者 江澤壽彦

○印 刷 会員 株式会社さかき

## 法人会会員企業にお勤めの皆様には、 お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら

— 法人会 —



医療保険なら

— 法人会 —



■引受保険会社(お問い合わせ先)



千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

## 今から備える死亡保障

将来は、「年金」も大事だし、「医療」「介護」も考えておかなければ…。でも、今はどれにしたらいいか分からぬし…。

— 法人会 —  
未来の自分が決める保険



将来のニーズにあわせて  
保障を変更できる



万一のとき、大切な家族のために必要な生活費を  
ムダなく備えたいなあ…。

— 法人会 —

↑↑↑  
家族に毎月届く生命保険



月払年金が、その後の家族の  
日々の生活をしっかりサポート!

詳しくはパンフレット(契約概要)をご確認ください。

■引受保険会社(お問い合わせ先)



千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

AF法推-2009-0025 5月29日

アフラックでは

法人会福利厚生制度をご案内する推進員(個人・法人代理店)を募集しております。

※委託契約により「がん保険」「医療保険」等を販売していただくお仕事です。

こんな方に  
おすすめします

- 個人で独立開業を検討されている方
- 時間の自由度の高いお仕事をお探しの方
- 事業拡大、新規事業立ち上げを検討されている方
- 生損保代理店、保険業界、金融機関経験者の方
- お客様に喜ばれるやりがいのある仕事をお探しの方

詳しい資料・説明をご希望の場合は、下記までお問い合わせ下さい。知人・ご友人などの紹介も承っております。

アフラック 千葉総合支社 担当:塙田

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11F

TEL 043-241-5873

※ご提供いただいた個人情報は、当社代理店制度に関するご案内のために利用いたします。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



千葉支社 / 千葉市中央区新宿2-5-3  
TEL 043-247-8861



AIU保険会社

千葉支店 / 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1  
(WBG マリブイースト21F) TEL 043-350-3170